

## アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請の 活用促進に関する研究会の開催について

令和 2 年 8 月 26 日  
経 済 産 業 省  
特殊関税等調査室

### 1. 開催趣旨

アンチダンピング措置は、不当廉売（ダンピング）輸出に対してその価格差に相当する関税を賦課できる、WTO協定上認められた措置である。我が国の産業を他国の不公正貿易措置から救済するため、アンチダンピング措置が適切に活用されることが重要である。

アンチダンピング措置の発動は、通常、国内生産者の申請によってなされるが、申請に当たっては国内の総生産高の4分の1以上を占める生産者によるものであること等の要件を満たすことが必要なことから、複数の事業者が共同して又は事業者団体として申請することが多い。

一方で、複数の事業者又は事業者団体による申請に当たっては、申請に向けた意思決定のための事業者間の調整に係るコストや、申請に当たって必要な価格や収益に関する情報交換に係るコンプライアンス上の懸念といった課題があり、こうした課題が事業者・事業者団体に対して申請への萎縮効果をもたらし、アンチダンピング措置が十分に活用されない要因となっているのではないかとの指摘が、令和元年12月の産業構造審議会貿易経済協力分科会特殊貿易措置小委員会において複数の委員からなされたところである。

こうした状況を踏まえ、本研究会は、アンチダンピング措置の共同申請及び団体申請に当たっての課題を整理し、解決方向を議論することを目的とする。

### 2. 本研究会の構成等

- ・委員は別紙のとおりとする。
- ・本研究会の事務局は、経済産業省特殊関税等調査室とする。

### 3. 本研究会及び配付資料等の公開について

- ・本研究会は、委員の率直かつ自由な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
- ・配付資料の取扱いは、事務局が資料提出者と相談して対応を決定する。
- ・研究会の議事概要は、事務局が作成し、必要に応じて発言者の特定可能性についても考慮し、発言者の確認を経て公開する。

以上